

【知的財産権部からのお知らせ】

1. JETRO 組織改編に伴う海外事務所の和文名称について

4月1日からスタートする第三期中期計画に伴い、JETROの組織改編が行われます。これにより、JETRO海外事務所の和文名称について、これまで「センター」と「事務所」がございましたが、すべて「事務所」に統一されることとなりました。これにより、「JETRO北京センター」の和文名称は、4月1日以降は「JETRO北京事務所」となります。中文名称、英文名称には変更はございません。

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14：00～17：00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局（JETRO 北京事務所知識産権部）

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 知財による出資の審査が厳しくなる！会社法の司法解釈が発布・実施（国家知識産権網 2011年2月26日）
2. 「十二五」立法計画に著作権法改正が組み込まれ（人民網 2011年2月25日）
3. 無形文化遺産法発布、6月1日より施行（国家知識産権網 2011年2月28日）
4. 商標法改正、今年の立法計画に組み込まれ（中国放送網 2011年3月13日）
5. 改正「民事案件事由規定」、権利侵害が第一級事由に（国家知識産権網 2011年3月21日）
6. 改正「インターネットコンテンツ管理暫定規定」、4月から施行（法制網 2011年3月21日）

○中央政府の動き

1. 工商総局、知財侵害事件およそ4万件摘発、特別行動で（国家知識産権網 2011年2月24日）
2. 2015年に特許出願は現在より倍増、SIP0局長予測（国家知識産権網 2011年2月16日）
3. 政府部門正規ソフトウェアの使用状況を監察、3月から（中国財政報 2011年3月1日）
4. 工商総局、知的財産権保護に4施策、ネット摘発に重点（中国網 2011年3月13日）
5. 中国政府、2011年を「輸出品クオリティアップの年」に決定（中国新聞網 2011年3月7日）
6. 米「悪名高き市場」報告書は確実な証拠欠如、商務部不満（北京商報 2011年3月15日）
7. 「必ずしも違法ではない」、工商総局が「日本の地名商標登録」問題に見解を（中国新聞網 2011年3月13日）
8. 知的財産権侵害を取り締まる特別行動、6月末までに期間延長（国家知識産権網 2011年3月4日）
9. 「十二五」目標、1万人あたりの特許件数が3.3件に（国家知識産権網 2011年3月23日）

○地方政府の動き

1. 北京市、中国イノベーション型都市ランキングで首位（科技日報 2011年2月24日）
2. 重慶市、企業の知的財産権連盟を年内設立（国家知識産権網 2011年2月24日）
3. 上海市、検察当局が知的財産権侵害の事件を集中起訴（中国新聞網 2011年3月10日）
4. 浙江省工商局、国内初ネット信用評価システム開通（新華網 2011年3月14日）
5. 中関村発展の十年計画発表、けん引役を強調（北京市知識産権局 2011年3月21日）

○司法関連の動き

1. 公安部、集中摘発特別行動「亮劍」をさらに推進、食品・薬品を重点に（国家知識産権網 2011年2月24日）
2. 最高裁知的財産権法廷、昨年が難件24件の調停に成功（法制日報 2011年3月4日）

3. 昨年に知的財産権関連事件 4 万 8051 件結審、09 年比 3 割増（中国新聞社 2011 年 3 月 11 日）
4. 最高裁、下部組織の知財裁判能力向上目指し「三つの 5」プロジェクト（知的財産権司法保護網 2011 年 3 月 17 日）
5. レコード業界団体が検索大手 Baidu を提訴へ、権利侵害で（北京商報 2011 年 3 月 18 日）

○統計関連

1. イノベーション型企業の保有する発明特許件数、国内全体の 23.1%に（科技日報 2011 年 2 月 27 日）
2. 研究開発費の GDP 割合は 1.75%、2010 年の統計公報発表（新華社 2011 年 3 月 1 日）
3. 植物新品種登録と育種特許権の出願が大幅増（国家知識産権網 2011 年 2 月 25 日）
4. 中国馳名商標を侵害する事件 3 万件摘発、特別行動で（国家知識産権網 2011 年 3 月 8 日）
5. 外国での特許出願、速い成長を維持、7 割以上が P C T（国家知識産権網 2011 年 3 月 9 日）
6. 昨年の特許登録、広東省が 13691 件で国内最多、北京が 2 位（新華網 2011 年 3 月 29 日）
7. ソフト産業の売上高、1~2 月は 2 割増に 工信部発表（賽迪網 2011 年 3 月 25 日）

○その他知財関連

1. 中国初となる「国家イノベーション指数報告」を発表（国家知識産権網 2011 年 2 月 25 日）
2. 百度、淘宝と秀水街がランクイン 世界の偽造品で「悪名高き市場」（環球時報 2011 年 3 月 1 日）
3. 米国、中国を「ゲーム違法流通深刻な五大国」リストに（チャイナネット 2010 年 2 月 28 日）
4. 漫画も読めちゃう「百度ライブラリ」、著作権侵害の非難の的に（国際金融報 2011 年 3 月 11 日）
5. 淘宝网、消費者救済資金に 2 億元追加、模倣品摘発強化へ（成都日報 2011 年 3 月 1 日）
6. 中国市場では世界有名ブランドの重複率が高すぎる、70%に（国際金融報 2011 年 3 月 15 日）
7. 1 億元の損害賠償を要求、中国作家団体と百度の交渉が決裂（北京商報 2011-03-25）
8. 世界ブランドランキング、トップ 100 に中国企業 5 社（2011 年 03 月 23 日 新浪網）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 知財による出資の審査が厳しくなる！会社法の司法解釈が発布・実施★★★

最高人民法院（最高裁）が先月 17 日に発布した、会社法に関する 3 件目の司法解釈となる「中華人民共和国公司法の適用に関する若干問題についての規定（三）」（会社法司法解釈（3））は 16 日より正式に施行された。知的財産権などの無形資産による出資の審査の厳格化を含めた多くの具体策が明記されている。

「中華人民共和国公司法」は 1993 年に発布された。その後 3 回の改正が行われたが、知的財産権による出資など一部の制度は総括的、原則的な規定に留まり、明確な規定がなかったため、裁判の実務上に法的根拠が見つからない場合も多かった。

このたび実施された会社法司法解釈（3）では、会社の資本充実や債権者利益の擁護に向け、知的財産権など無形資産による出資をめぐる訴訟において、未評価の資産価値は裁判所で評価機構を依頼し、評価価値が会社定款所定の金額により低い場合は出資義務の不完全履行と認定されるとするほか、出資義務の履行の認定要件などを明確にした。また、出資者が知的財産権の所有者ではなく処理権を有していない場合の出資行為については、会社資本と債権者利益の保護を考えて、出資を認める場合の要件と認めない場合の処分方法をそれぞれ規定した。（国家知識産権網 2011 年 2 月 26 日）

★★★3. 無形文化遺産法発布、6 月 1 日より施行★★★

胡錦濤国家主席が 2 月 25 日、「中華人民共和国非物質文化遺産法」（非物質文化＝無形文化）を公布する第 42 号の主席令に署名した。今年 6 月 1 日より施行される。

同法は全国人民代表大会常務委員会の第 16 回会議、第 18 回会議、それに第 19 回会議の 3 度にわたって審議された後、通過した。第 19 回会議で一部の委員から「無形文化遺産に係わる知的財産権の保護を取り込むべきだ」と提案されたのを受け、附則の中で「無形文化遺産の使用で知的財産権に係わる場合、関連法律、行政法規の規定を適用する」と明記するようにした。このほか、伝統医薬や伝統工芸美術などの保護について、「その他の法律、行政法規に別に規定があった場合はその規定に従う」旨の内容が取り込まれた。（国家知識産権網 2011 年 2 月 28 日）

★★★5. 改正「民事案件事由規定」、権利侵害が第一級事由に★★★

最高人民法院（最高裁）はこのほど、2008 年 2 月 4 日発布の「民事案件事由規定」について改正する決定を発表し、改正「民事案件事由規定」を発布した。これにより、「権利侵害をめぐる紛争」は人格権、物権、契約、知的財産権などの民事訴訟並みの第一級事由となった。

「民事案件事由規定」の改正は今回が初めて。「権利侵害責任法」の実施にあわせて、民事訴訟業務の発展を推進するための重要施策と見られている。最高裁の関係責任者は、「調停法」や「保険法」、「専利法」、「権利侵害責任法」などの改正、新規発布により、裁判の実務において新しいタイプの民事訴訟が多く発生し、2008 年発布の「民事案件事由規定」の補充と改善が必要となったとし、法改正の背景を説明した。

改正「民事案件事由規定」では、「権利侵害をめぐる紛争」が第一級事由として編入されたほか、「権利侵害責任法」に基づき侵害責任を細分化し、「製品責任をめぐる紛争」、「高度危険責任をめぐる紛争」など 15 の第三級事由と一部の第三級事由の下に 28 の第四級事由が新規増加されている。（国家知識産権網 2011 年 3 月 21 日）

○中央政府の動き

★★★1. 工商総局、知財侵害事件およそ4万件摘発、特別行動で★★★

知的財産権侵害とニセモノ製造販売を取り締まる特別行動で、全国の工商行政管理機関では、取締り官170万人が出動し413万の経営者を検査した結果、ニセモノの製造販売拠点3071カ所、権利侵害事件39652件を摘発した。このうち、司法機関に移送された事件は266件、違法者に処した科料と没収商品の金額が総計で1億6000万人民元。23日、上海で開かれた「知的財産権侵害製品とニセモノ製品集中廃棄処分現場会議」で明らかになった。

国務院の要求に基づき、国家工商行政管理総局は去年11月、知的財産権侵害とニセモノ製造販売を取り締まる特別行動を今年3月までに全国で展開することを決定した。「特別行動発足して以来、全国の工商部門は各作業を着実に推し進め、目覚ましい成果を収めている。」工商総局の特別行動指導グループの責任者が語っている。同責任者によると、工商総局では次段階の業務内容として、摘発の強化や商標出願手続きの加速による悪意登録の抑制、商標標識印刷企業への監視強化に取り組むことにしている。

会場では、上海の工商行政管理局の没収した服装、食品、電器、自動車部品など42万5700点の侵害製品が一斉廃棄処分された。(国家知識産権網 2011年2月24日)

★★★2. 2015年に特許出願は現在より倍増、SIPO局長予測★★★

第十二期五カ年計画(2011~2015年)の最後の年にあたる2015年に、国内の特許出願件数は今より倍増し、より多くの企業が自らの知的財産権、特許権を有することになるだろう。国家知識産権局の田力普局長がこのほど、知的財産権戦略の実施と経済発展モデルの転換について中国中央電視台(中国中央テレビ、CCTV)の取材を受ける時、このように予測した。

2006年から2010年にかけての第十一期五カ年計画に、国が知的財産権関連の法律、文書54件を作成、改正したほか、重要施策82項目を打ち出した。知的財産権の発展を推し進める戦略が功を奏し、国内の知的財産権事業は長足の発展を遂げた。5年間で特許の出願件数が146万件、登録件数が49万件で、いずれもその前の20年間の総計より倍増したという。また、イノベーション能力の向上につれ、企業の権利出願件数が急増している。特許を含めた三種類権利の出願件数が1000件以上の企業が232社、5000件以上の企業が30社に達したほか、2010年の企業による三種類権利の出願件数がおよそ60万件、全体のおよそ5割を占め、2005年よりは3倍増となっている。

国の知的財産権戦略の推進により、第十二期五カ年計画の期間中、中国の知的財産権事業は良好な発展態勢を維持するとみられている。田力普局長によると、国家知識産権局では特許の年間出願件数は2015年におよそ75万件に達し、2010年よりさらに倍増すると予測されている。(国家知識産権網 2011年2月16日)

★★★8. 知的財産権侵害を取り締まる特別行動、6月末までに期間延長★★★

国務院弁公庁はこのほど通達を出し、2011年3月末までに予定していた「知的財産権侵害とニセモノ生産販売を取り締まる特別行動」を6月末までに期間延長することを発表した。

通達は、昨年10月から全国で展開されてきた特別行動について、各地方と関連部門が国の施策を真剣に実施し、各分野で順調に推し進めているとし、今までの活動状況进行评估した上、特別行動の目標達成を確保するために各地方の実際状況を踏まえて期間延長を決定したことを明らかにした。

通達ではまた、各地方と関連部門に対して、調整後の終了時期と実務上の問題点を照ら

して次段階の業務計画を真剣に作成するよう求めるほか、生産者と市場に対する監視管理と重要事件の摘発、典型的事件の一般公開などのPR活動をいっそう強化することにより、権利侵害関連の違法、犯罪を厳しく取り締まる態勢を維持する方針を固めている。(国家知識産権網 2011年3月4日)

★★★9. 「十二五」目標、1万人あたりの特許件数が3.3件に★★★

特許の保有件数が国民経済と社会発展の総合レベルを評価する重要な要素となっている。第11期全国人民代表大会第四回会議で採択された「中華人民共和国国民経済と社会発展の第十二期五ヵ年計画(十二五)綱要」に、1万人あたりの特許保有件数が3.3件に達するという目標が取り込まれた。国の五ヵ年発展計画に特許に関する指標を明記するのは初めて。

国家知識産権局で2007年から「統計年報」に特許の有効件数を統計し始めたのに次ぎ、国家統計局も有効特許件数を2009年から「国民経済と社会発展公報」に、2010年から「中国統計年鑑」に編入するようになった。「『十二五』計画綱要の作成にあわせて、国家知識産権局は国の発展と改革委員会との意思疎通を強化し、特許保有件数に関する指標を明記するように努めてきた。」国家知識産権局規画発展司の責任者が、計画綱要に特許関連目標が盛り込まれた経緯を説明した。

五ヵ年発展計画綱要に特許に関する目標を明記することは、イノベーション型国家の建設を急ぎ、「十二五」期間中に特許事業を強化する国の決意が伺える。中国の知的財産権分野での創造、運用、保護、管理レベルの改善や技術力の強化、国際総合競争力の向上に重要な意義を持つと見られている。(国家知識産権網 2011年3月23日)

○地方政府の動き

★★★2. 重慶市、企業の知的財産権連盟を年内設立★★★

重慶市は医療器械など業界のリーダー企業を中心とする知的財産権連盟を年内に設立することが、このほど開かれた企業の知的財産権業務を討議する市の活動会議でわかった。企業や研究機構などの研究資源の統合と、国の特許補助金の取得および業界の核心競争力の強化が狙い。

重慶市では昨年、専利(特許、実用新案、意匠)の出願件数が2万2825件、前年より69%増で、増加幅が全国2位、西部地区でトップだった。一方、国家知識産権局の統計によると、同市の工業企業のうち、有効な専利権を有する企業は6.8%に留まり、全国平均より低い水準となっているほか、全国の有効特許件数トップ100社の中、重慶市の企業はたったの2社だけ。

「重慶市の企業は知的財産権保護の意識の改善が待たれる。」市の知的財産権局の袁傑局長が語っている。多くの企業は国内市場だけに注目し、権利の出願と保護への投資に経営者の躊躇が目立ち、自社の権利が国外で先回り出願されることが、知的財産権連盟設立の背景にあった。連盟内の企業、研究機構は資源を共有できるほか、外部からの権利侵害を共同対応したり、国の補助金の取得で提携したりしている。まずは重慶市が優位性を持つ医療器械分野のリーダー企業を中心に展開し、将来的にはほかの業界にも拡大して、全国範囲における専利権の開発・保護の連動の実現を目指すという。(国家知識産権網 2011年2月24日)

○司法関連の動き

★★★1. 公安部、集中摘発特別行動「亮劍」をさらに推進、食品・薬品を重点に★★★

公安部では2月23日、全国で進行中の「亮剣」行動（知的財産権侵害とニセモノ製造販売をめぐる犯罪行為を集中的に摘発する特別行動）について経験交流や前期総括、次段階の活動内容の説明などを行うためのテレビ電話会議が開催された。劉金国副部長が会議の席上で、国と公安部の要求に基づき、現実を踏まえて施策を強化し、「亮剣」行動をさらに推し進めようと呼び掛けた。

去年11月に行動発足してからおよそ四ヶ月。全国の公安当局は知的財産権侵害事件3600件余、容疑者7000余人、ニセモノ生産拠点1600ヵ所余を摘発した。金額では37億人民元に上る。劉金国副部長は今までに各地の収めた目覚しい成果を高く評価した。一方、「行動は重要な時を迎えている」とし、▽種子、農薬など農業関連物資と食品、薬品など商品に係わるニセモノ製造販売行為の摘発に最重点を置く▽各地の公安機関が協力を強化し、指名手配犯の検挙にいっそう力を入れる▽摘発成果の宣伝を強化して、違法犯罪の威嚇・抑止、一般人の自己保護意識の向上などにより、権利侵害製品やニセモノの消費・販売空間を最大限に圧縮する——など次段階の活動内容を説明し、「亮剣」行動をさらに推し進めようと呼び掛けた。

会議では、江蘇、広東、上海、内モンゴル、鄭州、成都など地方の関係責任者がそれぞれの活動状況と経験を紹介した。（国家知識産権網 2011年2月24日）

○統計関連

★★★3. 植物新品種登録と育種特許権の出願が大幅増★★★

中国の種苗業界はここ数年、植物新品種の登録出願と育種方法の特許権の出願が大幅に増加している。農業部の統計によると、2010年末までには植物新品種権の登録出願が累計で7761件、この中、内国出願が7268件に達した。国内の種苗企業による農業分野の植物新品種の出願は大幅に上昇し、国内出願全体の32%を占めるようになった。農業植物新品種の登録件数については、内国が3409件、全体で3473件となっている。

育種方法の特許出願では2010年末現在、内国出願者の提出した出願3588件を含めた5015件に達した。企業による特許出願は内国出願に9.7%を占める347件に留まり、国内の種苗企業は、知的財産権の保有件数も質も改善が待たれ、産業化体制も整備していないなどの課題に直面していると業界の専門家が指摘している。（国家知識産権網 2011年2月25日）

★★★4. 中国馳名商標を侵害する事件3万件摘発、特別行動で★★★

昨年11月に知的財産権侵害とニセモノ製造販売を摘発する特別行動がスタートしてから2月11日までに、全国の工商局では中国馳名商標を侵害する事件およそ3万件の摘発に成功している。国家工商行政管理総局の関係者への取材でわかった。

同責任者によると、2月11日までに全国の工商局は中国馳名商標に係わる侵害事件およそ3万件のほか、外資系商標の専用権の侵害として5347件、地理的表示の侵害として253件をそれぞれ摘発した。司法機関に移送された事件は253件。登録出願の審査では45万件の商標登録出願を審査し、悪意出願を含めた8万1千件の登録を拒絶した。また、消費者からの苦情、通報4万2千件を受理し、これら苦情、通報の処理で1億3千万人民元の被害が免れられたという。

国家工商行政管理総局はこのほか、悪意による先回り登録行為の対策強化にも努めており、韓国における「鎮江香酢」（中国黒酢）地理的表示の先回り登録とコスタリカにおける「孔子学院」商標の先回り登録をめぐる事件の解決に成功している。（国家知識産権網 2011年3月8日）

★★★5. 外国での特許出願、速い成長を維持、7割以上がPCT★★★

国内権利者が米国、EU、日本、韓国に提出した特許出願の件数は2010年にも早い成長を維持している。米国特許商標庁と欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁がこのほどそれぞれ発表した速報値でわかった。

米国特許商標庁には前年より7.1%増の6552件、欧州特許庁には同27.7%増の2049件、日本特許庁には同12.3%増の1001件、韓国特許庁には同16.4%増の496件の特許出願が国内から提出された。このうち、特許協力条約(PCT)を通じて提出されたものは70%以上という。また、昨年に各国の受け付けた総出願件数で見ると、米国が前年より7.1%減、日本が1.1%減、EUが11.9%増、韓国が2.4%増となっており、中国からの出願件数の増加率はいずれをも上回ったことがわかった。

外国での特許出願が快速な成長を維持していることから、国の知的財産権戦略の実施徹底により企業などのイノベーション力や権利活用が明らかに改善されたことや、外国での知的財産権取得を奨励する国の財政支援策が功を奏していることが伺えると、関係筋が指摘している。(国家知識産権網 2011年3月9日)

○その他知財関連

★★★1. 中国初となる「国家イノベーション指数報告」を発表★★★

中国科学技術発展戦略研究院は24日、中国初となる「国家イノベーション指数報告」を発表した。それによると、米国のイノベーション指数を100として計算したところ、中国のイノベーション指数は57.9で、科学技術力が高い世界40カ国の中では21位だった。1位から4位にランクインしたのはそれぞれ、米国、スイス、韓国、日本となった。

中国科学技術発展戦略研究院の王元常務副院長によると、中国のイノベーション型国家建設の過程をより良く測定・評価するべく、同報告の作成にあたっては、世界経済フォーラム(WEF)、スイス国際経営開発研究所(IMD)など世界的に権威ある機関の評価方法を参考に、イノベーション資源、知識創造、企業イノベーション、イノベーション実績、イノベーション環境という5つの1級指標、31の2級指標を含む評価指標体系を打ち立てたという。

報告は、世界銀行、経済協力開発機構(OECD)、米国国立科学財団(NSF)、国家統計局などの統計・調査データを基礎に、40カ国のイノベーション指数を算出した。

主な科学的指標を見ると、中国は研究開発経費が世界4位、研究者の数が世界1位、自国民による発明特許取得数が世界トップ3に入ったほか、ハイテク産業製品の輸出は世界1位となった。

国家中長期科学技術発展計画綱要によると、中国は2020年までにイノベーション型国家の仲間入りを果たすことを目指していく。2020年には、中国の経済成長に対する科学技術進歩の貢献率は60%に達し、開発への資金投入がGDPに占める割合は2.5%に達する見込み。(国家知識産権網 2011年2月25日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京事務所知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved